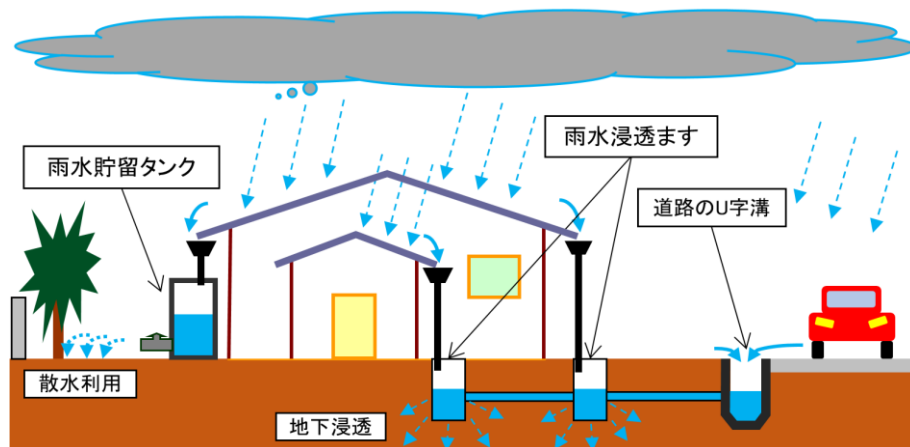


雨水貯留浸透施設の設置費用を補助します

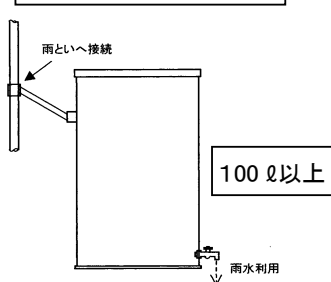
佐倉市では、市内に居住または転入する方が、住宅の屋根に降った雨水を一時貯留して散水などに再利用したり、地下に浸透させる施設を設置するとき、一定の基準を満たした場合にその設置費用の一部を補助しています。

雨水を貯留・浸透させることで、

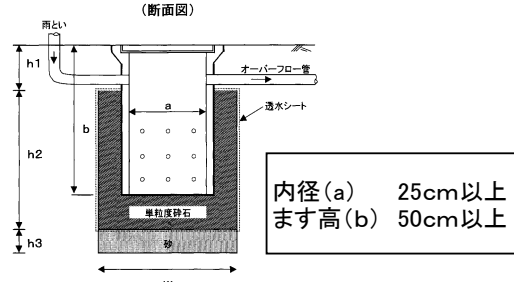
- 河川や道路側溝への雨水流出量を減らすことで浸水被害が軽減されます。
- 河川などの平常時の水量が回復し、水質の改善・豊かな生態系の復活などの効果が期待されます。
- 市街地のヒートアイランド現象が緩和されます。



雨水貯留施設(貯留タンク)



雨水浸透施設(浸透ます)
(断面図)



佐倉市雨水貯留浸透施設設置工事補助金制度について

<補助金額>

- 雨水貯留施設 (補助対象:貯留量100リットル以上、敷地内1基のみ 連結式は1基とみなす)
貯留量1リットル当たり100円 又は 設置費の1/2 を比較して 低い方の額
(例)貯留量200ℓ × 100円 = 20,000円 設置費30,000円 × 1/2 = 15,000円 → 補助金額は15,000円
限度額: 5万円 (浄化槽転用の場合は10万円)
- 雨水浸透施設 (補助対象:内径25cm以上、ます高50cm以上、敷地内4基まで)
自己による設置の場合 1基当たり 2,000円 又は 購入費 を比較して 低い方の額
上記以外の場合 内径1cm・1基当たり 700円 又は 設置費 を比較して 低い方の額
(例)内径30cm × 700円 × 4基 = 84,000円 設置費 100,000円 → 補助金額は84,000円
限度額: 10万円

※100円未満は切捨て

※雨水貯留施設と雨水浸透施設の両方を設置する場合、限度額10万円

<申請受付期間>

補助を受ける年度の4月1日から2月28日まで

※購入、設置の前に申請が必要です。

※予算が無くなって受付できない場合があります。